



2021年5月17日

各位

会社名 株式会社フライングガーデン
代表者名 代表取締役社長 野沢八千万
(JASDAQ・コード 3317)
問合せ先 常務取締役 片柳紀之
営業支援本部長
(TEL: 0285-30-4129)

定款の一部変更に関するお知らせ

当社は、本日開催の取締役会において、「定款一部変更の件」に関し、2021年6月24日開催予定の第40期定時株主総会において、下記の通り付議することを決議いたしましたのでお知らせいたします。

記

1. 定款変更の目的

- (1) 監査等委員会設置会社への移行に必要な監査等委員及び監査等委員会に関する規定の新設、重要な業務執行に関する決定の取締役への権限委任に関する規定の新設並びに監査役及び監査役会に関する規定の削除等の変更を行うものです。
- (2) 機動的な資本政策及び配当政策を図るため、会社法第459条第1項の規定に基づき、剰余金の配当等を取締役会決議により行うことが可能となるよう変更するものです。
- (3) 条文の新設及び削除に伴い、条数の変更を行うものであります。

2. 定款変更の内容

変更内容は別紙のとおりであります。

3. 日程

定款変更のための株主総会開催日 2021年6月24日(木曜日)
定款変更の効力発生日 2021年6月24日(木曜日)

以上

変更内容は以下のとおりであります。

(下線部分に変更箇所を示しております)

| 現 行 定 款 | 変 更 案 |
|---|---|
| <p style="text-align: center;">第 1 章 総則</p> <p>第 1 条～第 4 条 (条文省略)</p> <p style="text-align: center;">第 2 章 株式</p> <p>第 5 条 (条文省略)</p> <p><u>(自己株式の取得)</u></p> <p>第 6 条 当社は、取締役会決議により、市場取引等により自己株式を取得することができる。</p> <p>第 7 条～第 10 条 (条文省略)</p> <p>(株主名簿管理人)</p> <p>第 11 条 当社は、株主名簿管理人を置く。 2 株主名簿管理人及びその事務取扱場所は、取締役会<u>の決議により選定し</u>、公告する。</p> <p>(株式取扱規程)</p> <p>第 12 条 当社の株主名簿及び新株予約権原簿への記載又は記録、単元未満株式の買取り・買増し、その他株式又は新株予約権に関する取扱い及び手数料、株主の権利行使に際しての<u>手続等については、法令又は定款に定めるもののほか、取締役会において定める株式取扱規程による。</u></p> <p style="text-align: center;">第 3 章 株主総会</p> <p>第 13 条～第 18 条 (条文省略)</p> | <p style="text-align: center;">第 1 章 総則</p> <p>第 1 条～第 4 条 (現行どおり)</p> <p style="text-align: center;">第 2 章 株式</p> <p>第 5 条 (現行どおり)</p> <p style="text-align: center;">(削除)</p> <p>第 6 条～第 9 条 (現行どおり)</p> <p>(株主名簿管理人)</p> <p>第 10 条 当社は、株主名簿管理人を置く。 2 株主名簿管理人及びその事務取扱場所は、取締役会<u>又は取締役会の決議によって委任を受けた取締役が定め</u>、公告する。</p> <p>(株式取扱規程)</p> <p>第 11 条 当社の株主名簿及び新株予約権原簿への記載又は記録、単元未満株式の買取り・買増し、その他株式又は新株予約権に関する取扱い及び手数料、株主の権利行使に際しての手続等については、法令又は定款に定めるもののほか、<u>取締役会又は取締役会の決議によって委任を受けた取締役の定める株式取扱規程による。</u></p> <p style="text-align: center;">第 3 章 株主総会</p> <p>第 12 条～第 17 条 (現行どおり)</p> |

| 現 行 定 款 | 変 更 案 |
|--|--|
| <p style="text-align: center;">第 4 章 取締役及び取締役会</p> <p><u>第 19 条</u> (条文省略)</p> <p>(取締役の員数)</p> <p><u>第 20 条</u> 当社の取締役は、7 名以内とする。</p> <p style="text-align: center;">(新設)</p> <p>(取締役の選任)</p> <p><u>第 21 条</u> 取締役は、株主総会の決議により選任する。</p> <p style="padding-left: 2em;">2 (条文省略)</p> <p style="padding-left: 2em;">3 (条文省略)</p> <p style="text-align: center;">(新設)</p> <p style="text-align: center;">(新設)</p> <p>(取締役の任期)</p> <p><u>第 22 条</u> 取締役の任期は、選任後 1 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。</p> <p style="text-align: center;">(新設)</p> <p style="text-align: center;">(新設)</p> | <p style="text-align: center;">第 4 章 取締役及び取締役会</p> <p><u>第 18 条</u> (現行どおり)</p> <p>(取締役の員数)</p> <p><u>第 19 条</u> 当社の取締役(監査等委員である取締役に<u>を除く。)</u>は、7 名以内とする。</p> <p style="padding-left: 2em;"><u>2 当社の監査等委員である取締役は、4 名以内とする。</u></p> <p>(取締役の選任)</p> <p><u>第 20 条</u> 取締役は、<u>監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区別して、株主総会の決議により選任する。</u></p> <p style="padding-left: 2em;">2 (現行どおり)</p> <p style="padding-left: 2em;">3 (現行どおり)</p> <p style="padding-left: 2em;"><u>4 当社は、法令に定める監査等委員である取締役の員数を欠くことになる場合に備え、株主総会において補欠の監査等委員である取締役を選任することができる。</u></p> <p style="padding-left: 2em;"><u>5 前項の補欠の監査等委員である取締役の選任に係る決議が効力を有する期間は、当該決議後 2 年以内に終了する最終の事業年度に関する定時株主総会の開始の時までとする。</u></p> <p>(取締役の任期)</p> <p><u>第 21 条</u> 取締役(<u>監査等委員である取締役に除く。)</u>の任期は、選任後 1 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。</p> <p style="padding-left: 2em;"><u>2 監査等委員である取締役の任期は、選任後 2 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</u></p> <p style="padding-left: 2em;"><u>3 補欠として選任された監査等委員である取締役の任期は、退任した監査等委員である取締役の任期の満了する時までとする。</u></p> |

| 現 行 定 款 | 変 更 案 |
|---|--|
| <p>(代表取締役及び役付取締役)</p> <p><u>第 23 条</u> 当社は、取締役会の決議により、代表取締役を選定する。</p> <p>2 (条文省略)</p> <p>3 取締役会は、その決議により、取締役会長 1 名及び取締役副社長、専務取締役、常務取締役各若干名を選定することができる。</p> <p><u>第 24 条～第 25 条</u> (条文省略)</p> | <p>(代表取締役及び役付取締役)</p> <p><u>第 22 条</u> 当社は、取締役会の決議により、<u>取締役(監査等委員である取締役を除く。)</u>の中から、代表取締役を選定する。</p> <p>2 (現行どおり)</p> <p>3 取締役会は、その決議により、取締役会長 1 名及び取締役副社長、専務取締役、常務取締役各若干名を<u>取締役(監査等委員である取締役を除く。)</u>の中から選定することができる。</p> <p><u>第 23 条～第 24 条</u> (現行どおり)</p> |
| <p>(取締役会の招集通知)</p> <p><u>第 26 条</u> 取締役会の招集通知は、各取締役及び各監査役に対し、会日の 3 日前までに発する。ただし、緊急の場合には、この期間を短縮することができる。</p> <p>(新設)</p> <p><u>第 27 条</u> (条文省略)</p> | <p>(取締役会の招集通知)</p> <p><u>第 25 条</u> 取締役会の招集通知は、各取締役に対し、会日の 3 日前までに発する。ただし、緊急の場合には、この期間を短縮することができる。</p> <p>2 <u>取締役の全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで、取締役会を開催することができる。</u></p> <p><u>第 26 条</u> (現行どおり)</p> |
| <p>(取締役会の決議の省略)</p> <p><u>第 28 条</u> 当社は、取締役の全員が取締役会の決議事項について書面<u>または電磁的記録</u>により同意したときは、当該決議事項を可決する旨の取締役会の決議があったものとみなす。<u>ただし、監査役が異議を述べたときはこの限りでない。</u></p> <p>(新設)</p> | <p>(取締役会の決議の省略)</p> <p><u>第 27 条</u> 当社は、取締役の全員が取締役会の決議事項について書面又は電磁的記録により同意したときは、当該決議事項を可決する旨の取締役会の決議があったものとみなす。</p> <p>(重要な業務執行の決定の委任)</p> <p><u>第 28 条</u> 当社は、<u>会社法第 399 条の 13 第 6 項の規定により、取締役会の決議によって重要な業務執行(同条第 5 項各号に掲げる事項を除く。)</u>の決定の全部又は一部を取締役に委任することができる。</p> |

| 現 行 定 款 | 変 更 案 |
|---|--|
| <p>(取締役会の議事録)</p> <p>第 29 条 取締役会における議事の経過の要領及びその結果並びにその他法令に定める事項は、議事録に記載又は記録し、出席した取締役及び監査役がこれに記名押印又は電子署名する。</p> | <p>(取締役会の議事録)</p> <p>第 29 条 取締役会における議事の経過の要領及びその結果並びにその他法令に定める事項は、議事録に記載又は記録し、出席した取締役がこれに記名押印又は電子署名する。</p> |
| <p>第 30 条 (条文省略)</p> | <p>第 30 条 (現行どおり)</p> |
| <p>(取締役の報酬等)</p> <p>第 31 条 取締役の報酬等は、株主総会の決議によりこれを定める。</p> | <p>(取締役の報酬等)</p> <p>第 31 条 取締役の報酬等は、<u>監査等委員である取締役とそれ以外の取締役を区別して、株主総会の決議によりこれを定める。</u></p> |
| <p>第 5 章 監査役および監査役会</p> | <p>(削除)</p> |
| <p><u>第 32 条～第 42 条 (条文省略)</u></p> | <p>(削除)</p> |
| <p>(新設)</p> | <p>第 5 章 監査等委員会</p> |
| <p>(新設)</p> | <p>(監査等委員会の設置)</p> <p><u>第 32 条 当社は監査等委員会を置く。</u></p> |
| <p>(新設)</p> | <p>(常勤の監査等委員)</p> <p><u>第 33 条 監査等委員会は、その決議によって常勤の監査等委員を選定することができる。</u></p> |
| <p>(新設)</p> | <p>(監査等委員会の招集通知)</p> <p><u>第 34 条 監査等委員会の招集通知は、各監査等委員に対し、会日の 3 日前までに発する。ただし、緊急の場合には、この期間を短縮することができる。</u></p> |
| <p>(新設)</p> | <p><u>2 監査等委員の全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで、監査等委員会を開催することができる。</u></p> |

| 現 行 定 款 | 変 更 案 |
|---|---|
| (新設) | <u>(監査等委員会の決議)</u> <u>第 35 条 監査等委員会の決議は、当該事項の議決に加わることのできる監査等委員の過半数が出席し、出席した監査等委員の過半数をもってこれを行う。</u> |
| (新設) | <u>(監査等委員会の議事録)</u> <u>第 36 条 監査等委員会における議事の経過の要領及びその結果並びにその他法令で定める事項は、議事録に記載又は記録し、出席した監査等委員がこれに記名押印又は電子署名する。</u> |
| (新設) | <u>(監査等委員会規程)</u> <u>第 37 条 監査等委員会に関する事項は、法令又は定款に定めるもののほか、監査等委員会において定める監査等委員会規程による。</u> |
| 第 6 章 会計監査人 | 第 6 章 会計監査人 |
| <u>第 43 条～第 45 条</u> (条文省略) | <u>第 38 条～第 40 条</u> (現行どおり) |
| (会計監査人の報酬等) <u>第 46 条</u> 会計監査人の報酬等は、代表取締役が <u>監査役会</u> の同意を得て定める。 | (会計監査人の報酬等) <u>第 41 条</u> 会計監査人の報酬等は、代表取締役が <u>監査等委員会</u> の同意を得て定める。 |
| 第 7 章 計算 | 第 7 章 計算 |
| <u>第 47 条</u> (条文省略) | <u>第 42 条</u> (現行どおり) |
| (新設) | <u>(剰余金の配当等の決定機関)</u> <u>第 43 条 当社は、剰余金の配当等会社法第 459 条第 1 項各号に定める事項については、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役会の決議で定めることができる。</u> |

| 現 行 定 款 | 変 更 案 |
|---|--|
| <p style="text-align: center;">(新設)</p> <p><u>(期末配当金)</u></p> <p>第 48 条 当社は、株主総会の決議により毎年 3 月 31 日の最終の株主名簿に記載又は記録された株主又は登録株式質権者に対し、金銭による剰余金の配当（以下「期末配当金」という。）を支払う。</p> <p><u>(中間配当金)</u></p> <p>第 49 条 当社は、取締役会の決議により、毎年 9 月 30 日の最終の株主名簿に記載又は記録された株主又は登録株式質権者に対し、会社法第 454 条第 5 項に定める剰余金の配当（以下「中間配当金」という。）をすることができる。</p> <p>(期末配当金等の除斥期間)</p> <p>第 50 条 (条文省略)</p> | <p style="text-align: center;"><u>(剰余金の配当の基準日)</u></p> <p>第 44 条 当社の期末配当の基準日は、毎年 3 月 31 日とする。</p> <p>2 当社の中間配当の基準日は、毎年 9 月 30 日とする。</p> <p>3 前 2 項のほか、基準日を定めて剰余金の配当をすることができる。</p> <p style="text-align: center;">(削除)</p> <p style="text-align: center;">(削除)</p> <p>(期末配当金等の除斥期間)</p> <p>第 45 条 (現行どおり)</p> |